

学校における働き方改革アクションプラン

(第2期)

～学校の元気がやつしろの未来をつくる～



令和7年2月

八代市教育委員会

目 次

I	アクションプランの改定にあたって	- 1 -
1	はじめに	- 1 -
2	アクションプラン改定の趣旨	- 1 -
3	アクションプランの期間	- 2 -
4	アクションプランの対象	- 2 -
II	これまでの取組の成果と課題	- 2 -
1	アクションプラン（第1期）における目標達成の指標に対する結果について	- 2 -
2	アクションプラン（第1期）における具体的な取組について	- 4 -
	（1）これまでの取組	- 4 -
	（2）法令等の整備	- 12 -
III	プランの目標	- 13 -
1	目標	- 13 -
2	目標達成の指標	- 13 -
IV	目標達成に向けた取組	- 14 -
1	市教委が取り組む内容	- 14 -
	（1）業務改善の推進	- 14 -
	（2）職場環境の充実	- 15 -
	（3）部活動の在り方の見直し	- 15 -
	（4）教職員等の意識改革	- 15 -
2	学校が取り組む内容	- 16 -
	（1）業務改善の推進	- 16 -
	（2）職場環境の充実	- 16 -
	（3）部活動の在り方の見直し	- 17 -
	（4）教職員等の意識改革	- 17 -
V	P D C Aサイクルによるフォローアップ	- 18 -

I アクションプランの改定にあたって

1 はじめに

近年の社会情勢の変化に伴い、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が増加している中、子供が予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められている。

学校における働き方改革を含む環境整備については、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成31年1月25日）を踏まえた「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け文部科学事務次官通知）等により様々な取組がなされている。また、文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月25日）（以下「勤務時間ガイドライン」という。）において、「勤務時間の考え方」「勤務時間の上限の目安時間」等について示された。

教職員の長時間労働の実態は看過できない状態であり、このことは子供たちの学びを支える教職員の心身の健康を損ない、教育活動の質に重大な影響を及ぼすことにつながる。

ふるさと八代の未来を担う心豊かな子供たちを育成するには、教職員が心身ともに健康で職務にあたること、学校という組織の一員としての自覚と意欲をもち、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが重要である。

2 アクションプラン改定の趣旨

全国的に教員の長時間勤務が問題視される中、八代市教育委員会（以下「市教委」という。）では平成31年4月に「学校における働き方改革アクションプラン」（以下「アクションプラン（第1期）」という。）を策定し、統合型校務支援システムの導入、留守番応答電話の全校設置、メールによる連絡体制の整備、各種学校支援職員の増員、夏季休業期間中の学校閉庁日の設定及び休暇取得の推進などに取り組んできた。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行し、制限されていた学校行事や地域の行事もコロナ禍前に戻り始め、学校に活気が戻ってきた反面、業務多忙のため児童生徒と向き合う時間が確保できていない現状が見られる。教職員が心と体に余裕をもてないままでは、本来の教育活動に専念できないため、児童生徒に必要とされる確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成が困難になり、学校の教育力が低下し、地域や保護者の信頼を失う状況に陥ることも考えられる。

未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく子供たちを育成するため、その子供たちを最前線で支える教職員の健康を守り、ウェルビーイング^{注1}を高めることが重要である。

アクションプラン（第1期）の期間（平成31年（2019年）4月から令和6年（2024年）3月まで）は終了したものの、依然として教職員を取り巻く勤務状況は厳しいものがあることから、現行の内容を改定した「学校における働き方改革アクションプラン（第2期）」（以下「本アクションプラン」という。）を策定し、働き方改革を進めていく。

注1 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれに幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

3 アクションプランの期間

本アクションプランの実施期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とする。

4 アクションプランの対象

本アクションプランは、八代市立小学校、中学校及び特別支援学校の全教職員を対象とする。

Ⅱ これまでの取組の成果と課題

1 アクションプラン（第1期）における目標達成の指標に対する結果について 目標達成の指標【平成30（2018）年度比】

【指標1】勤務時間外在校等時間の削減			
①勤務時間外在校等時間が月45時間以上の教職員の割合	2018年度※1 38.6%	2020年度 30%以下	2023年度 20%以下
年度ごとの結果		32.0%	28.4%
【指標2】子供たちと向き合う時間の確保とワーク・ライフ・バランスの充実 ※2			
①子供たちと向き合う時間が増えたと感じる教職員の割合	2018年度末 —	2020年度末 60%以上	2023年度末 80%以上
年度ごとの結果		37.3%	33.2%
②自分の時間が増えたと感じる教職員の割合	—	60%以上	80%以上
年度ごとの結果		36.6%	28.5%

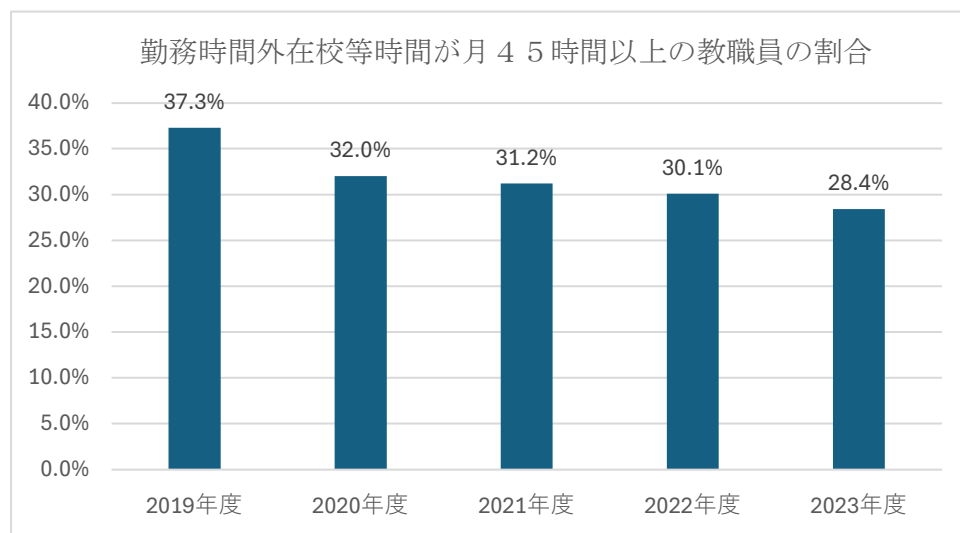
※1 2018年4月～2019年1月までの「勤務時間外在校時間」調査による実績

※2 【指標2】については、2019年度からアンケートを実施

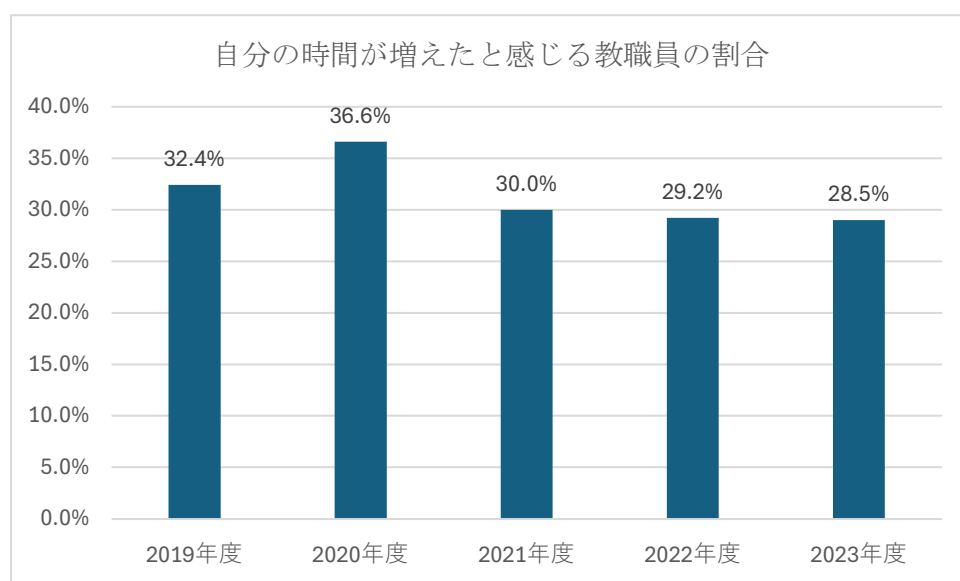
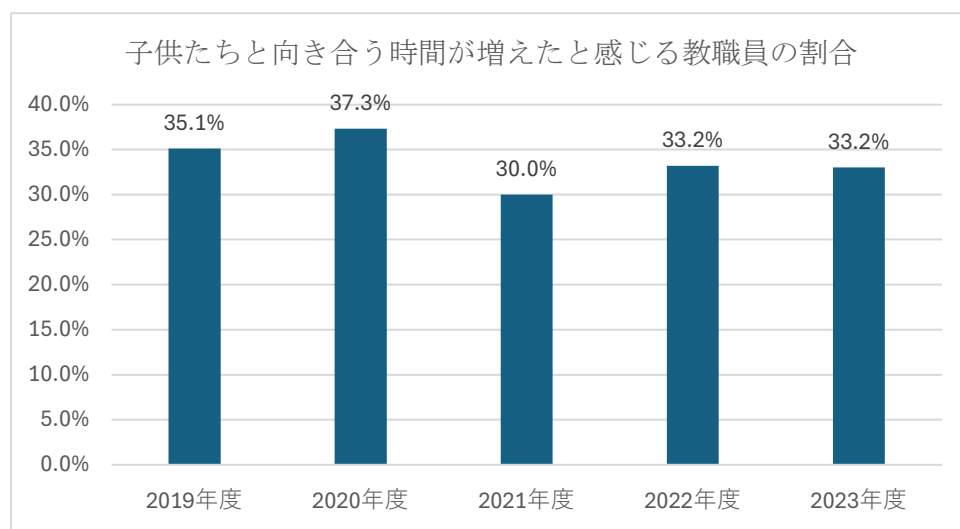
指標1の「勤務時間外在校等時間の削減」については、勤務時間外在校等時間が月45時間以上の教職員の割合は、2018年度の38.6%から、2023年度は28.4%と10.2%減で、目標の20%以下に届いていないが、月45時間以上の教職員の割合は着実に減少している。

指標2の「子供たちと向き合う時間の確保とワーク・ライフ・バランスの充実」については、様々な業務改善とともに、教職員の意識改革にも取り組んでいるが、①子供たちと向き合う時間が増えたと感じる教職員の割合、②自分の時間が増えたと感じる教職員の割合ともにアンケートを実施した2020年度末から2023年度末にかけて減少しており、目標とする80%以上に大きく届かなかった。このことから、市教委及び各学校においてこれまで実施してきた取組をより実効性のあるものとしていくとともに、それぞれの実情を踏まえて今後も働き方改革を進めていく必要がある。

【指標 1】勤務時間外在校等時間の削減



【指標 2】子供たちと向き合う時間の確保とワーク・ライフ・バランスの充実



2 アクションプラン（第1期）における具体的な取組について

（1）これまでの取組

本市では、アクションプラン（第1期）に基づき、学校における働き方改革を進めてきた。アクションプラン（第1期）においては、目標を達成するため次の4つの施策を定め、直ちにに取り組むこと（1～2年以内）、中長期的に取り組むこと（3～5年以内）に区分し、市教委及び学校が主体となって取組を推進してきた。

具体的な取組内容と進捗状況は以下のとおりである。

- ※◎：目標を達成 ◎→：目標を達成したが引続き取り組む
○：概ね達成（プラン策定時より改善したが、未だ改善の余地がある）

ア 本市教育委員会が取り組む内容

A 業務改善の推進

【直ちにに取り組むこと】		進捗状況※	備 考
①	会議・研修の開催時期の調整、内容や報告書等の精選 ・市教委主催の会議・研修の精選	○	オンラインを活用し、参加者の移動が少ないように開催方法を工夫。
②	会議・研修における終了時間の厳守	◎→	
③	文書事務の見直し ・各種調査及び作品募集・行事等参加依頼の精選と簡素化 ・通知文書の精選 ・提出・報告の際の鑑文の省略 ・様式の電子化・メール提出による紙文書の省略 ・押印・公印省略の範囲拡大	○	文書内容によっては、学校用グループウェア「ミライム」のフォルダを活用し、必要な場合に確認する等、学校への通知方法を変更。
④	統合型校務支援システムの導入	◎	熊本県校務支援システム「ゆう net」、校務支援システム「スズキ校務」、学校用グループウェア「ミライム」
⑤	出退勤管理システムの導入による勤務時間管理の徹底・把握と集計システムの構築	◎→	
⑥	働き方改革推進プロジェクトチームの発足	◎	
⑦	学校訪問における業務改善の推進状況の確認	◎→	

【中期的に取り組むこと】		進捗状況※	備 考
①	会議・研修の内容・開催状況の見直し ・隔年実施の検討、必要性に応じた出席 依頼、受講形態の見直し	○	オンラインを活用し、参加者の移動が少ないように開催方法を工夫。
②	教職員の業務量及び負担感の削減に関する評価指標のフォローアップによるPDCA サイクルの確立	○	毎年2回、学校安全衛生委員会を開催し、各学校・園の実践等の意見交換を行い、校長・園長会議で報告。
③	各種事業の見直しと削減	◎→	
④	統合型校務支援システムの効果的な活用についてのサポート	○	令和4年度に教育政策課 ICT教育推進係を設置。

B 職場環境の充実

【直ちに取り組むこと】		進捗状況※	備 考
①	「チームとしての学校づくり」のための教職員の配置促進に関する要望 ・教職員の適正配置及び加配制度の充実 ・教職員の定数増及び主幹教諭の配置増	○	特別支援教育支援員13名増員。生徒指導支援員1名増員。日本語指導員1名増員。また、諸問題に対応するために、SSWやSC等を活用する学校の増加。
②	熊本版コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の導入推進と校区コーディネーターの配置促進	◎	
③	教職員のメンタルヘルスに関するサポート体制の整備	◎→	毎年1回、ストレスチェックを実施し、高ストレス者に対して産業医による面接指導を勧奨。

【中期的に取り組むこと】		進捗状況※	備 考
①	マンパワーの充実 ・各種学校支援職員の増員、業務軽減につながるサポーター等の配置の検討 ・SSW、SC等の活用、連携	◎→	特別支援教育支援員13名増員。生徒指導支援員1名増員。日本語指導員1名増員。また、諸問題に対応するために、SSWやSC等を活用する学校の増加。
②	教職員の負担軽減を図るための各種方策の検討及び導入	◎→	令和5年8月から各学校に留守番応答電話を導入。また、各学校から出された働き方改革好事例集を各学校に周知。今後は、校長・園長会議等で活用の推進を呼びかけたり、学校安全衛生委員会で意見交換を行う。さらに、オンライン会議・研修を引き続き実施。
③	留守番電話の設置及びメールによる連絡体制の整備	◎	令和5年8月から留守番応答電話の運用開始。

C 部活動の在り方の見直し

【直ちに取り組むこと】		進捗状況※	備 考
①	「はばたけ、八代っ子（平成30年8月改訂）」～中学校部活動の指針～の周知・徹底、市のホームページでの公開	◎	
②	「八代っ子クラブ」運営に関する相談体制の充実	◎	

【中期的に取り組むこと】		進捗状況※	備 考
①	「はばたけ、八代っ子」～中学校運動部活動の指針～に基づく運用の徹底 ・ 指針に基づく部活動指導による教員の業務軽減 ・ 部活動の適正化のための情報交換会の定期的な実施	◎→	
②	教員外指導者の導入の検討	◎→	文化部活動においては、令和5年度から部活動指導員制度を導入。

D 教職員の意識改革

【直ちに取り組むこと】		進捗状況※	備 考
①	「学校における業務改善」に係る保護者・地域等との認識の共有化 ・ 保護者向けの文書の配付 ・ 市の広報誌やホームページ等の活用	◎→	留守番応答電話の運用や学校閉庁日の設定等、令和5年度から本市教育委員会から保護者へメールで周知。
②	夏季休業期間中の学校閉庁日の設定と、休暇取得の推進	◎→	
③	ワーク・ライフ・バランスについてのアンケート調査の実施	◎→	

【中期的に取り組むこと】		進捗状況※	備 考
①	管理職のマネジメント能力の向上のための資料提供及び勉強会の実施 ・ 教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等のための手段の周知と指導助言 ・ 業務改善の意識改革の促進	◎→	

イ 学校が取り組む内容

A 業務改善の推進

【直ちに取り組むこと】		進捗状況※	備 考
①	管理職への確実かつ速やかな報告・連絡・相談ができる体制づくり	◎→	
②	互いに相談しやすい環境づくり	◎→	
③	仕事を一人で抱え込まないような学校全体による組織的な対応	◎→	
④	タイムマネジメントの意識向上	◎→	
⑤	調査・統計等への回答における管理職、事務職員によるサポートの実施	○	担当者任せにするのではなく、複数体制で取り組むことで負担軽減を図る。
⑥	学校行事、会議、研修等の精選と縮減と終了時間の厳守	◎→	
⑦	組織としての業務遂行及び報告連絡相談体制の徹底 ・部門制、複数担当制の導入	○	校内研修の組織に各部会を設置し、業務内容を分担する。そして、定期的に各部会からの報告を行い、情報を共有する。
⑧	専門スタッフ（SC・SSW・各種相談員等）や専門組織の活用	◎→	
⑨	日課等の工夫による計画的な勤務時間管理	◎→	
⑩	長期休業期間における研修等の日程工夫による休暇の連続取得推進	◎→	
⑪	時間割の調整等による計画的な年休取得の推進	◎→	
⑫	週に 1 回以上の個人毎の定時退勤日の実施	◎→	
⑬	業務の優先順位付けや TODO リストの活用による業務の計画的な遂行	○	管理職から業務の優先順位等について普段から声かけを行う。

【中期的に取り組むこと】		進捗状況※	備 考
①	学校間や教職員間での教材や資料の共有	○	職場内においては、校内のネットワークを活用し、教材等の資料を共有。学校間で共有するために、学校用グループウェアのフォルダを活用。
②	事務職員の校務運営への参画推進の検討	○	各学校へ周知。

B 職場環境の充実

【直ちに取り組むこと】		進捗状況※	備 考
①	机上の整理や書類・データファイルの適正管理による業務の効率化	○	会議等をペーパーレスで実施することで、データの管理を簡素化。
②	健康診断、人間ドック、ストレスチェック等の完全受診と結果の活用	◎→	
③	勤務時間管理の徹底と集計結果の活用 ・長時間勤務の教職員に対する管理職による面談と、長時間勤務改善のための取組みの提案・実施 ・産業医による面接指導の利用勧奨	○	時間外在校等時間の縮減に向けて、働き方改革好事例集を活用。

【中期的に取り組むこと】		進捗状況※	備 考
①	学校間の連携と事務の共同実施の推進による業務の効率化	◎→	
②	熊本版コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の活用 ・地域と連携した学校運営体制の構築	◎→	
③	関係機関及び専門機関と連携した学校運営体制の構築	◎→	

C 部活動の在り方の見直し

【直ちにに取り組むこと】		進捗状況※	備 考
①	「はばたけ、八代っ子～中学校運動部活動の指針～」の策定と地域や保護者への周知・啓発（※文化部については、当面、運動部に準じる） ・週当たり2日以上、休養日の確保 ・平日は1日以上、週末は1日以上、休養日の確保（※毎月第1日曜日は完全休養日） ・練習時間は平日長くとも2時間程度、休日は長くとも3時間程度	◎→	

【中期的に取り組むこと】		進捗状況※	備 考
①	学校・地域の実情に応じた部活動の適正化	◎→	
②	「はばたけ、八代っ子～中学校運動部活動の指針～」の順守・徹底	◎→	

D 教職員の意識改革

【直ちにに取り組むこと】		進捗状況※	備 考
①	ワーク・ライフ・バランスの意識向上及び自己目標の設定と実行	○	定時退勤推進日など、心身のリフレッシュを図るよう、管理職から声掛け。
②	学校の重点目標や経営方針への働き方改革の明文化	◎→	

【中期的に取り組むこと】		進捗状況※	備 考
①	管理職のマネジメント能力の向上	◎→	
	・組織管理や時間管理、健康安全管理等 に対する実践力の向上		
	・勤務時間縮減に繋がった事例の共有 と実践		
②	人事評価制度の活用による業務改善の 目標設定による意識の向上	◎→	

(2) 法令等の整備

国においては、勤務時間ガイドラインを令和2年1月に法的根拠のある指針に格上げし、その中で教育職員の服務を監督する教育委員会が講ずべき措置が示されたことから、市教委では、「八代市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」及び「八代市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を令和2年度に策定し、時間外在校等時間の上限等を定めた。

ア 在校等時間の定義

「超勤4項目」^{注2}以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行うことができる時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

【基本とする時間】

- ・ 在校している時間

【加える時間】

- ① 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間
- ② 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク等の時間

【除く時間】

- ③ 正規の勤務時間外における自己研鑽の時間及び業務外の時間（申告に基づく）
- ④ 休憩時間

イ 上限時間

(ア) 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内

(イ) 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合には、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6か月まで）

注2 生徒の実習、学校行事、職員会議、非常災害の場合などに必要な業務

Ⅲ プランの目標

本アクションプランに基づき、更なる働き方改革を進めていくため、目標及び目標達成の指標を以下のとおりとする。

1 目標

元気いっぱいの学校づくりを実現し、

ふるさと八代の未来を担う心豊かな子供たちを育成する

- (1) 教職員の心身の健康の保持増進やワーク・ライフ・バランスの充実
- (2) 情熱とやりがいをもって働くことができる職場環境の整備
- (3) 教職員が子供と向き合う時間の確保、子供一人一人に対するきめ細かな対応と質の高い教育の提供の実現

2 目標達成の指標

指 標	現状値（令和５年度） （２０２３年度）	目標値（令和１０年度） （２０２８年度）
(1) 時間外在校等時間が月４５時間以内となる教職員の割合	７１．６％	８５．０％
(2) 教職員一人当たり年次有給休暇平均取得日数	１４．４日／年	１５．０日／年
(3) 一年間を振り返って、教材研究や授業準備、児童生徒等に接する時間が確保できた教職員の割合	３０．９％ ^{注３}	８０．０％

注３ 昨年度と比べ、子供たちと向き合う時間が増えたと感じる教職員と自分の時間が増えたと感じる教職員の割合

IV 目標達成に向けた取組

本アクションプランの目標を達成するために、市教委と各学校がチームとなって、以下の取組を推進する。

【新規】・・・新たに追加しこれから取り組む項目

【項目追加】・・・アクションプラン（第1期）に記載していないが、これまでに取り組んでいる項目

1 市教委が取り組む内容

(1) 業務改善の推進

①	会議・研修の開催時期の調整、内容や報告書等の精選
	・市教委主催の会議・研修の精選
	・隔年実施の検討、必要性に応じた出席依頼、受講形態の見直し、研修資料のペーパーレス化
②	会議・研修における終了時間の厳守
③	文書事務の見直し
	・各種調査及び作品募集・行事等参加依頼の精選と簡素化
	・通知文書の精選
	・提出・報告の際の鑑文の省略
	・様式の電子化・メール提出による紙文書の省略
	・押印・公印省略の範囲拡大
④	出退勤管理システムによる勤務時間管理の徹底・把握
⑤	学校訪問における業務改善の推進状況の確認
⑥	教職員の業務量及び負担感の削減に関する PDCA サイクルの確立
⑦	統合型校務支援システムの効果的な活用についてのサポート
⑧	次世代型校務支援システムの導入（県推進プラン）【新規】
⑨	学校給食費の公会計化【新規】
⑩	学校徴収金の徴収・管理業務の標準化・効率化の推進【新規】
⑪	国の3分類 ^{注4} に基づく業務見直し等の推進（県推進プラン）【新規】
⑫	授業時数の点検・教育課程の編成見直し等による勤務時間内の授業準備時間等確保の推進（県推進プラン）【新規】
⑬	学校におけるプール清掃等の外部委託（業務委託等）の検討（文科省通知）【新規】

注4 中央教育審議会答申（H31.1）における分類「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」

(2) 職場環境の充実

①	「チームとしての学校づくり」のための教職員の配置促進に関する要望
	・教職員の適正配置及び加配制度の充実
	・教職員の定数増及び主幹教諭の配置増
②	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進体制の構築 【項目追加】
③	教職員のメンタルヘルスに関するサポート体制の充実
④	支援体制の充実
	・各種学校支援職員の増員、業務軽減につながる教員業務支援員の配置
	・ＳＳＷ、ＳＣ等の活用、連携
⑤	教職員の負担軽減を図るための各種方策の検討及び導入
⑥	各学校で実践している働き方改革の事例の共有【項目追加】

(3) 部活動の在り方の見直し

①	「はばたけ、八代っ子」～中学校運動部活動の指針～に基づく運用の徹底
	・指針に基づく部活動指導による教員の業務軽減
	・部活動の適正化のための情報交換会の定期的な実施
②	教員外指導者の導入（部活動指導員制度等）
③	休日における部活動の段階的な地域展開の取組推進【新規】
④	拠点校部活動及び合同部活動の導入検討・実施【新規】
⑤	部活動の地域展開に関する情報発信【項目追加】

(4) 教職員等の意識改革

①	「学校における働き方改革」に係る保護者・地域等との認識の共有化
	・保護者・地域等への情報の発信
	・市の広報誌やホームページ等の活用
②	長期休業期間中の学校閉庁日の設定と、休暇取得の推進
③	ウェルビーイングについてのアンケート調査の実施
④	管理職のマネジメント能力の向上のための資料提供及び勉強会の実施
	・教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等のための手段の周知と指導助言
	・人事評価制度等の活用による業務改善の意識改革の促進
⑤	時差出勤制度の導入の検討（長期休業期間中や学校行事がある日を想定）【新規】

2 学校が取り組む内容

(1) 業務改善の推進

①	管理職への確実かつ速やかな報告・連絡・相談ができる体制づくり
②	互いに相談しやすい環境づくり
③	仕事を一人で抱え込まないような学校全体による組織的な対応
④	タイムマネジメントの意識向上
⑤	調査・統計等への回答における管理職、事務職員によるサポートの実施
⑥	学校行事、会議、研修等の精選・縮減と終了時間の厳守
⑦	組織としての業務遂行及び報告連絡相談体制の徹底 ・部門制、複数担当制の導入
⑧	専門スタッフ（SC・SSW・各種相談員等）や専門組織の活用
⑨	日課等の工夫による計画的な勤務時間管理
⑩	長期休業期間における研修等の日程工夫による休暇の連続取得推進
⑪	時間割の調整等による計画的な年休取得の推進
⑫	週に1回以上の個人毎の定時退勤日の実施
⑬	業務の優先順位付けやTODOリストの活用による業務の計画的な遂行
⑭	学校間や教職員間での教材や資料の共有
⑮	事務職員の校務運営への参画推進の検討及び校務分掌の見直し
⑯	一日の時間外在校等時間が3時間を超えない退勤目標時間の設定【新規】
⑰	職員会議資料や学校だより等のペーパーレス化の推進【新規】
⑱	教科担任制等の検討及び推進【新規】
⑲	授業時数の適切な確保、教育課程編成の工夫による勤務時間内の授業準備時間等の確保【新規】

(2) 職場環境の充実

①	机上の整理や書類・データファイルの適正管理・工夫改善による業務の効率化
②	健康診断、人間ドック、ストレスチェック等の完全受診と結果の活用
③	勤務時間管理の徹底と集計結果の活用 ・長時間勤務の教職員に対する管理職による面談と、長時間勤務改善のための取組の提案・実施 ・産業医による面接指導の利用勧奨
④	学校間の連携と事務の共同実施の推進による業務の効率化
⑤	コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の活用 ・地域と連携した学校運営体制の構築
⑥	関係機関及び専門機関と連携した学校運営体制の構築
⑦	他校で実践している働き方改革に関する取組の導入検討【項目追加】
⑧	「全国の学校における働き方改革事例集」に掲載されている取組の導入検討【項目追加】

(3) 部活動の在り方の見直し

①	「はばたけ、八代っ子～中学校運動部活動の指針～」の地域や保護者への周知・啓発
	・週当たり2日以上の休養日の確保（平日は1日以上、週末は1日以上の休養日の確保）※毎月第1日曜日は完全休養日
	・練習時間は平日長くとも2時間程度、休日は長くとも3時間程度
②	学校・地域の実情に応じた部活動の適正化
③	複数顧問制の推進【項目追加】

(4) 教職員等の意識改革

①	ワーク・ライフ・バランスの意識向上及び自己目標の設定と実行
②	学校の重点目標や経営方針への働き方改革の明文化
③	管理職のマネジメント能力の向上
	・組織管理や時間管理、健康安全管理等に対する実践力の向上
	・勤務時間縮減に繋がった事例の共有と実践
④	人事評価制度の活用による業務改善の目標設定による意識の向上
⑤	学校運営協議会、PTA等への働き方改革の取組の積極的提供（県推進プラン）【新規】
⑥	「働きやすさ」と「働きがい」の両立（働きがい改革） ^{注5} 【新規】
⑦	定時退勤日の設定による「先に退勤することへの抵抗感」の低減【新規】

注5 時間短縮や仕事を減らすなどの「業務効率化」だけでなく、「やりがい」をもって仕事に取り組める状態をつくること。

V P D C Aサイクルによるフォローアップ

本アクションプランの推進にあたっては、P D C Aサイクルのもと学校と市教委が両輪となり、保護者や地域等の理解と協力のもと、各取組を確実に推進していく。

